市有財産の一般競争入札案内書

２０２６年１１月実施

【入札及び開札日】２０２６年１１月３０日（月）
【　場　　所　】神栖市役所　本庁舎　５階　５０１会議室

神栖市役所　企画部　営繕管財課
管財グループ（市役所本庁舎２階）

〒314-0192　茨城県神栖市溝口４９９１番地５
電話：０２９９－９０－１１３２（ダイヤルイン）

１．売却物件及び入開札の日程

日　　程：2026 年 11 月 30 日（月）
場　　所：神栖市溝口 4991 番地 5　神栖市役所

受付・入開札会場：本庁舎５階　501 会議室

物件番号	土地・建物の所在及び地番	公簿 地目・種類	公簿 地積・床面積（㎡）	予定価格（最低売却価格・税抜き）（円）	入札・開札及び受付時間
26-1	神栖市東和田 21 番地 3	宅地	15,015.76	332,800,000	【入札・開札】 午前 10:00 【受付】 午前 9:30～午前 9:45
		事務所	1 階 428.78 2 階 330.00		

２．一般競争入札による譲渡手続きの流れ

現地確認

・入札の参加にあたっては、本入札案内を熟読のうえ、必ず現地及び諸規制をご確認ください。

・物件は現況引渡しとなります。物件調書と現況に相違がある場合は、現況を優先とします。

⇩

入札参加申込書類の提出

個人で申し込む場合	法人で申し込む場合
□ ア　市有財産一般競争入札参加申込書（兼誓約書）	□ ア　市有財産一般競争入札参加申込書（兼誓約書）
□ イ　委任状 ※申込人以外が入札する場合	□ イ　委任状 ※申込人以外が入札する場合
□ ウ　入札書	□ ウ　入札書
□ エ　印鑑登録証明書	□ エ　印鑑証明書
□ オ　市税完納証明書 ※神栖市に納税義務がある場合	□ オ　市税完納証明書 ※神栖市に納税義務がある場合
	□ カ　商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

・上記エ・オの各種証明書については、入札日前３ヶ月以内に発行されているもの。

・上記の書類を受付時間内に提出しないと、入札に参加することができなくなりますので、ご注意ください。

・共有名義での申し込み希望の場合は、お問い合わせください。

・郵便により入札書を提出する場合、入札保証金の支払い方法は、市が発行する納付書により神栖市指定金融機関において納付し、納付済であることを証する領収書を入札書とともに郵送すること。

・郵便入札を行う場合には、入札が行われる日の**前日**（前日が土曜日、日曜日、祝日の場合にはその直前の平日）**の午後５時まで**に到着していなければ失格となります。

⇩

入札保証金の納付

・入札金額の 100 分の 5 以上の金額（１円未満切上げ）を市が発行する納付書により神栖市指定金融機関において事前に納付（郵便で入札に参加する場合の納付方法を参照）するか、現金により納付してください。

・落札者以外の入札保証金は、落札者の決定後に返還いたします。

① 現金の場合は入札当日に会場で、納付時の領収書と引換えに即日返還

② 事前に納付した場合（郵便入札等の場合）・・・指定口座へ後日振込みにより返還。

⇩

入札

【必要なもの】
・入札書（封入し、綴じ目には割り印を押印のこと。）



金額を訂正したものは、無効となります
訂正印を押した訂正も無効です

封筒（表面）

任意の封筒をご用意のうえ、上記事項を明記してください。入札書を封入後、糊で封印してください。

封筒（裏面）

封入後、裏面の綴じ目を実印で割り印してください。

・入札者の印鑑
　※印鑑登録をしている印鑑をご持参ください。
　　落札できなかった場合、入札保証金の返還に使用します。
　※代理人が入札する場合は、委任状の代理人印と同一の印鑑をご持参ください。
・筆記用具
・本人確認ができるもの（例：自動車運転免許証、マイナンバーカード等）

【注意】
（ア）市の予定価格（最低売却価格）以上の金額で入札してください。
（イ）入札回数は１回です。
（ウ）入札公告に定める入札参加資格のない者が行った入札及び入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

開札

・市の予定価格（最低売却価格）以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札者が落札者となります。
・最高額の入札者が２者以上ある場合は、くじにより落札者を決定します。このとき、入札者が同席していない場合、入札者の代理として、当該入札事務に関係のない職員にくじ引きをさせます。
・落札者で開札会場に同席していない場合、開札後に市から電話連絡します。
・落札しなかった郵便入札者には、市から電話連絡はいたしません。
・入札執行後、落札金額・落札者名等を公表する場合があります。

売買（仮）契約の締結

・落札者は、落札決定の通知書を受領した日から起算して 5 日以内に、売買（仮）契約を締結していただきます。期限までに売買（仮）契約を締結できない場合は、落札は無効となり、入札保証金は市に帰属（没収）することになります。
・（仮）契約に要する印紙税は、落札者の負担となります。
（作成する（仮）契約書 2 部の内、市が保管する 1 部へ印紙を貼付）
・（仮）契約締結後、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 3 月 27 日）第 3 条の規定による神栖市議会の議決を経たときに本契約となるものとする。
・本契約締結の際、契約金額の 100 分の 10 以上（１円未満切り上げ）の契約保証金が必要となりますので、市が発行する納付書により納付してください。
なお、入札時にお預かりした入札保証金を契約保証金に充当することができます。

注　契約書の買受人は、入札参加申込人と同一の者とし、（仮）契約書には印鑑登録をしている印鑑を使用し、乙欄への押印と貼付した印紙への消印をしてください。

⇩

売買代金の納入

・本契約締結後、市が発行する納付書により、市が指定する期日までに、売買代金から契約保証金を差し引いた額を一括納付していただきます。
・市が指定する期日までに売買代金を完納できない場合は、契約は解除となり、契約保証金は市に帰属（没収）することになります。
・契約保証金は、売買代金に充当されます。
・売買代金完納時に、土地及び建物の所有権は移転します。

⇩

所有権移転の登記

・売買代金完納後、市が所有権移転の手続きを行います。
・所有権移転登記に要する登録免許税等の費用は、落札者の負担となります。

⇩

登記識別情報通知の送付

・登記完了後、市から登記識別情報通知をお送りします。
・登記識別情報通知の受領書を市にご返送いただき、手続きは完了となります。

入　札　心　得　書

１　入札参加者は、入札公告及びこの入札心得書を熟読のうえ、入札してください。
２　入札参加者は、入札に関し、市の担当職員の指示に従ってください。
３　入札参加者は、入札案内書に記載された書類をご提出ください。
４　入札参加者は、入札公告に示された日時、場所及び方法により、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額（1 円未満切上げ）を納入しなければなりません。
５　入札保証金は、落札者の決定後、落札者を除き、この保証金を納付したときに発行した入札保証金領収書と引換えに還付します。
　なお、落札者の入札保証金は、売買契約を締結したときに還付しますが、申し出により、契約保証金の全部又は一部に充当することもできます。
６　入札は、所定の入札書に必要な事項を記載し、封書にて提出してください。
７　入札書には、入札者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、必ず押印してください。代理人が入札する場合は、入札者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者名）を記入するとともに、代理人の氏名を記入し、代理人が押印してください。この場合に、入札者の押印は不要です。
８　一度提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
９　入札公告に示された入札に参加することができない者のした入札のほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします（入札に関する条件）。
（１）この入札心得書第３項に定める書類を提出しない場合
（２）入札について不正の行為があった場合
（３）金額その他必要事項を確認し難い場合
（４）指定の日時までに到達しない場合
（５）指定の日時に入札保証金を納めない場合
（６）入札書を２通以上提出した場合
（７）他の入札者の代理を兼ね、又は２人以上の代理をした場合
（８）記名押印のない場合及び印鑑登録証明書（印鑑証明書）と印鑑が異なる場合
（９）入札書が鉛筆で書かれている場合
（10）入札書の入札金額が訂正されている場合
（11）酒気を帯びて入場する等、適正な入札の実施に支障があると判断される場合
（12）入札にあたり他人を脅迫し、その他不正な行為があった場合
（13）入札に関し、市の担当職員の指示に従わない場合
10　開札は、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせて行います。
11　開札の結果、市の予定価格以上の有効な入札を行った者で最高額の入札を行った者を落札者とします。ただし、最高額の入札者が 2 人以上ある場合は、直ちに、くじにより落札者を決定します。
12　落札者が、落札の決定の日から市の定める日までに売買（仮）契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することになります。
13　落札者が辞退した場合は、その者の落札額で次順位の方と交渉します。
14　落札者は、本契約の締結の際、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額（1 円未満切上げ）を、納付しなければなりません。（仮）契約締結後、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 3 月 27 日）第 3 条の規定による神栖市議会の議決を経たときに本契約となるものとする。
15　落札者は、売買代金から契約保証金を除いた金額を、市が発行する納入通知書により、市の指定する期日までに納入しなければなりません。
16　契約保証金は、前記 14 に規定する金額をその規定する期日までに完納したときは、売買代金の一部に充当します。ただし、その金額をその期日までに完納しないとき、又は、落札者が売買契約に定める義務を履行しないために売買契約を解除されたときは、市に帰属することになります。
17　落札者名及び落札額等を公表することがあります。
18　この一般競争入札による売買契約は、数量指示売買ではないため、現物と公告数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を否むことはできません。
19　この心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神栖市財務規則の定めるところによって処理します。

郵便で入札に参加する場合

1．入札保証金を納付してください。
- 入札保証金は入札金額の **100 分の 5(1 円未満切り上げ)以上**を事前に納めていただきます。
- 指定する納入通知書に必要事項を記入して、入金してください。
- 入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金が事前に納められていない場合は、失格となります。
- 市の指定金融機関以外で入金する際には、手数料がかかる場合があります。
- 銀行で「領収印」を押してもらい、領収書を大切に持ち帰ってください。

市から納付書を発行しますので、送付期間等を考慮して期限に間に合うよう早めにご連絡をお願いします。
納付書が届きましたら、市の指定金融機関等で納付してください。

2．神栖市 HP から入札参加申込書をダウンロードしてご記入ください。
また証明書類を取得してください。

(ア)市有財産一般競争入札参加申込書
(イ)委任状(代理人による入札の場合)
(ウ)誓約書
(エ)印鑑登録証明書
(オ)市税完納証明書
※神栖市に納税義務のある場合
(カ)履歴事項全部証明書(法人の場合)
(キ)入札保証金の領収書
(ク)入札保証金の返還請求書
※落札できなかった場合のため、あらかじめご用意願います。

入札書

入札者氏名
〇〇〇〇 印

¥〇〇〇〇〇

入札書在中

物件No.〇〇

入札者氏名
〇〇〇〇

印
印
印

3．上記(ア)～(ク)の書類と、入札書を封入した封筒を、併せて下記へ郵送してください。

〒314－0192
神栖市役所　企画部　**営繕管財課**　宛

簡易書留

切手

「市有財産一般競争入札申込書」在中